

事務連絡

令和5年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」に基づく啓発活動への協力について

厚生労働省においては、令和4年度より、HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンの積極的勧奨を再開するとともに、HPVワクチンの定期接種に関する相談支援体制・医療体制等を更に強化する観点から、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」を実施しており、今年度の事業の実施に当たっては、HPVワクチンに関する正しい知識等の普及啓発に取り組むこととしているところです。

このたび、別添のとおり、厚生労働省から本事業に基づく啓発活動への協力について依頼がありましたのでお知らせします。

については、教職員がHPVワクチンに関する正しい知識や情報を得ることができるよう、必要に応じて、教職員に対し情報提供資材の配布や講習会の周知など、本事業に基づく啓発活動に御協力いただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

TEL:03-5253-4111(内線2918)

令和5年9月6日  
感発0906第6号

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

令和5年度「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」の実施に当たっての協力について（依頼）

予防接種行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開したところですが、厚生労働省においては、HPVワクチンの定期接種に関する相談支援体制・医療体制等を更に強化する観点から、令和4年度より「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施しています。

今年度の拠点病院整備事業の実施に当たっては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第23条において、国が予防接種に関する啓発及び知識の普及を図るものとされていることも踏まえ、HPVワクチンに関する正しい知識等の普及啓発に取り組むこととしています。具体的には、地域ブロック（全国10か所）ごとに設置した拠点病院や、各都道府県の協力医療機関等において、HPVワクチンに係る情報提供資材の作成・配布、市民・医療従事者・学校関係者等を対象とした講習会の開催等を予定しています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御了知の上、啓発活動に特段の御高配を賜るとともに、教育委員会等の関係団体に対して、拠点病院整備事業に基づく啓発活動への協力について周知いただくよう御協力方お願いいたします。

## (別添) HPV相談支援体制・医療体制強化事業

### 1 事業の目的

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制及び医療体制等を強化していくため、拠点となる医療機関を地域ブロック毎に選定し、地域の医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。

### 2 事業内容

- (1) 医療機関との連携の構築  
 ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例の共有や最新の知見の共有等を行うことにより、よりよい診療体制の構築を目指す。  
 また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関へ確実に伝わる体制を構築する。  
 併せて、協力医療機関ではない医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等が生じた方に対する診療に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。
- (2) 都道府県・市町村・医師会・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。
- (3) 調査の実施と調査・研究への協力等  
 HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。この他、必要に応じて、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

